

2015年12月9日

京都府知事 山田啓二 殿
滋賀県知事 三日月大造 殿

脱原発をめざす首長会議
世話人 桜井勝延 (福島県南相馬市長)
三上 元 (静岡県湖西市長)
村上達也 (元茨城県東海村長)
事務局長 上原公子 (元東京都国立市長)

高浜原発3・4号機再稼働に関し、
被害地元である関西の住民と琵琶湖と環境を守るための要請

福井県の原子力発電所で事故が起こった場合、関西圏の避難民は約186,000人に上るとされる。また琵琶湖は関西1400万人の生存に欠かせない貴重な生命の水源地であり、原発事故により汚染されれば関西全域の市民社会に甚大な影響を及ぼすことは間違いない。

これらのことから同原発30km圏内の京都府、滋賀県を含む関西の自治体は、高浜原発3・4号機の「被害地元」と位置付けられ、同原発再稼働に関する「同意権」を持つのは当然のことである。

被害地元である京都府、滋賀県と両自治体を含む関西広域連合が、これまで国に対して行ってきた要望・要請は以下のものである。

京都府は本年11月、政府に対し「原子力発電所の安全対策をはじめとする地震・津波等への安全対策について」を提出している。この中で「原子力発電所の再稼働に係る国及び地方公共団体の権限や責任、同意を求める地方公共団体の範囲、具体的な手続き等を定めた法律を制定するとともに、規制基準が担保する安全レベルを明確に示していただきたい。」と要請している。

滋賀県も本年11月、政府に対して「原子力災害への実効性ある多重防護体制の構築に向けて」という要望書を提出している。この中で、UPZ圏内自治体と原子力事業者間の事故時の運転再開を含む原子力安全協定締結の法定化を求めている。

さらに滋賀県の三日月大造知事は11月26日の定例記者会見において、原発事故の影響を受ける地域も立地自治体と同様の権限を持ち、原発の安全性に向き合うべきだと述べている。

関西広域連合は、本年4月23日に国に対し「原子力防災対策に関する申し入れ」を行った。この中で、「PAZ、UPZの区域を含む周辺自治体と事業者との安全協定について、事業者に対し、立地自治体並みの内容とし、早急に締結するよう指導すること。」を求めている。また、この安全協定を含めた申し入れ内容が実行されなければ、高浜原発の再稼働は容認できないと述べており、この申し入れに対して国は依然として十分な回答を行っていない。

以上より、現段階で高浜原発3・4号機の運転再開について、政府が責任を持って判断できるような状態ではなく、再稼働の「同意権」や避難計画を含む課題に対して、政府、立地自治体及び周辺自治体電力事業者間の更なる話し合いが必要であると考えます。

また、被害地元として住民の生命、財産を毅然として守る首長として、高浜原発3,4号の再稼働に反対する旨を表明されるよう要請する。